

機械器具 49 医療用穿刺器、穿削器、穿孔器
一般医療機器 歯科用カーバイドバー JMDN16668000
S-K カーバイドバー

【禁忌・禁止】

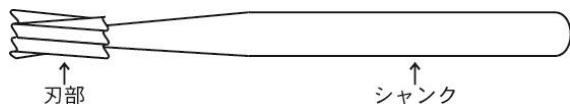
- ・金属アレルギーを示す患者には使用しないこと

【形状・構造及び原理】

刃部：タングステンカーバイド鋼

刃部形態は品目毎に異なる。

シャンク：鋼材・タングステンカーバイド鋼

**【使用目的又は効果】**

タングステンカーバイド製の刃部をもち、歯科用ハンドピースに装着し、歯牙、骨等の硬組織を研削する。

【使用方法等】

歯科用駆動装置及びハンドピース又は歯科技工用回転機器に正しく装着し、回転させてソフトタッチ(フェザータッチ)で、断続的に研削物に押し当てて研削する。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- ・ハンドピースメーカーの指示に従い、シャンクを確実に奥まで挿入して半チャックで使わない事。
- ・予め口腔外でバーを回転させブレがない事を確認する事。磨耗したチャックやベアリングはバーの脱落・緩み・芯ぶれを招き破折等を起こす恐れがあるのでハンドピースの点検も行う事。
- ・切削部位にバーを当てた状態で回転を始めない事。
- ・切削中異常を感じたらバーを交換して異常が無い事を確認してから治療を再開する事。
- ・頭部が細く・長く・大きい形状の物は、変形する事があるので無理な角度や過度の加圧での使用を避ける事。
- ・歯髄為害防止の為注水下(50ml/分以上)フェザータッチで、断続的に使用する事。
- ・最大回転数を超えて使用しない事。

【使用上の注意】**【重要な基本的注意】**

- ・目の損傷を防ぐ為保護メガネ等を使用する事。
- ・ハンドピースのチャック不良又はベアリングの磨耗は、軸ぶれを起こし、バーの破損等の原因となる。ハンドピースの取扱説明書に従い点検をする事。
- ・使用したバーは感染防止の為使い捨てが望ましい。再使用する場合には、必ず洗浄、消毒、滅菌を行う事。【保守・点検に係る事項】を参照。

【保管方法及び有効期間等】**【保管の条件】**

- ・洗浄、消毒、滅菌後乾燥させ、湿気・薬品の蒸気を避け保管する事。
- ・摩耗、劣化、損傷、変形、錆等が発生したら使用限界とする。

【保守・点検に係る事項】**【使用前・使用後の点検】**

- ・使用前に清潔なバーである事を確認する事。
- ・摩耗、劣化、損傷、変形、錆等ないか確認し、これらがある場合には廃棄する事。

【洗浄】

- ・使用後は、バーブラシ、超音波洗浄器、清掃液を用いて速やかに汚染物、付着物を除去する事。

【滅菌】

- ・高圧蒸気滅菌(121℃/20分以上又は135℃/3分以上)を行う事。滅菌装置を使用する際には、滅菌機の取扱説明書に従う事。
- ・その他の滅菌方法を用いる場合は、滅菌機の取扱説明書に従う事。

【保守・点検に関する注意事項】

- ・薬液による洗浄、消毒を行う場合には薬液の取扱説明書に従う事。
- ・過酸化水素溶液に触れさせない事。
- ・洗浄、消毒、滅菌後は錆・シミ防止の為十分に乾燥させる事。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者： **株式会社 新協**

住所： 〒162-0815

東京都新宿区筑土八幡町 6 - 5

電話番号： 03-3269-7659

製造業者： S.S.ホワイト社(S.S.White Burs, Inc.)

国名： アメリカ(U.S.A.)